論説 (特集 緊急時の情報公開の課題3)

緊急時における企業情報の開示と知的財産権の制限との関係

放送大学教養学部教授/総合研究大学院大学文化科学研究科教授 児玉 晴男

1. 諸 言

情報ネットワークとウェブ環境において、種々の情報が流通・利用される。情報ネットワーク環境では、個人情報、企業秘密、国家機密情報などが不正アクセス等による情報漏洩の問題が生じている。他方、東日本大震災において、企業情報の開示と不開示に伴う企業責任が問われたケースが生じた。それは、東京電力が、「重大事故マニュアル」の開示請求に対して、核物質防護上の守秘義務と知的財産権の保護を理由に十分な開示を行うのを回避しようとしたケースである。東京電力の不開示の理由の守秘義務の意味するものは、情報公開法の法人情報そして国家機密情報等と関連する。それは、情報の開示と不開示との関係および法人情報そして国家機密情報等の知的財産との関係の吟味を必要とする。

企業情報の開示と不開示は、知る権利と知的財産権との抵触が生じる問題となりうるものであり、情報公開法(注 1)と個人情報保護法(注 2)および知的財産法との相互の検討を必要とする。企業情報の開示と不開示は、公開されている企業情報、公開の是非の検討のもとに公開される企業内情報、非公開を原則とする企業秘密を対象とする。企業は、不正競争防止法上の営業秘密や個人情報などを含む多様な情報を保有し管理している。ここに、特に緊急時の企業情報の開示と不開示との相互の関係が明らかにされる必要があろう。緊急時の情報の開示に求められる観点は、通常時のような要件の時系列の検討にあるのではなく、要件の同時的な検討にあろう。そして、その最終的な判断は、情報の開示による公共性とその情報の代替不可能性を要しよう。

ところで、企業情報の開示は、厳密には情報公開法の範ちゅうとはいいえない。それは、企業情報を保有する法人が一般に民間企業とされ、行政機関等といえないことによる。しかし、それら法人が民間企業といいきることはできない。なぜならば、企業情報は、国家機密情報とみなしうることがあり、企業情報の開示が問われるとき、単に民間企業のみでコントロールしえない対象となることが想定しうるからである。また、企業情報は、行政文書や法人文書として取り込まれることが想定しうる。しかも、緊急を要する情報開示の最終的な判断が公益上の観点の「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であることから、その情報が他の情報で代替されるものでなければ、その企業情報の開示は検討される対象といえよう。

企業情報は、情報公開法の不開示情報の法人情報になり、知的財産法の対象になる。企業情報の開示は、知る権利と知的財産権との抵触の関係になり、知的財産権の制限との関係になろう。本稿は、緊急時における企業情報の開示と知的財産権の制限との関係について考察する。

2. 企業情報と知的財産との関係

企業情報は、企業内情報、企業秘密など非公開の情報が含まれる。その企業情報の開示は、情報公開法における不開示情報と関連する。行政機関が保有する行政文書または独立行政法人等(注 3)が保有する法人文書に含まれる情報の中には、不開示情報が含まれる。不開示情報とは、個人情報、法人情報、国家安全情報、治安維持情報、審議・検討情報、行政運営情報の6類型になる。企業情報は、不開示情報の法人情報と類似する。

法人情報は、公にすることにより、その法人等またはその個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは公開されない。法人情報には、個人情報が含まれることがある。個人情報は、生存する個人に関する情報であり、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人の識別が可能な情報をいう(個人情報保護法2条1項、行政機関個人情報保護法2条1項、独立行政法人個人情報保護法2条1項)。個人情報は、個人に関する情報、個人に関する情報全般を意味する。そして、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創造物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、さらに映像や音声も個人情報に含まれる。法人情報を基点に構造化すれば、不開示情報は、法人情報に個人情報を含み、国家安全情報に治安維持情報、審議・検討情報、行政運営情報を含み、治安維持情報、審議・検討情報、行政運営情報が含まれた国家安全情報において個人情報が含まれた法人情報が内包される(注4)。

ところで、デジタル家電などの中核情報をメーカーに強制開示させる「情報セキュリティ製品の強制認証制度」(注 5)は、中国で生産・販売する外国製の情報技術(IT)製品について、製品を制御するソースコードの開示をメーカーに強制するものである。情報セキュリティ製品の強制認証制度のケースは、東京電力の不開示の理由を守秘義務と知的財産権の保護とを根拠としたケースと重ね合わせることができる。この制度導入の目的は、ソフトウェアの欠陥を狙ったコンピュータウイルスの侵入防止などが挙げられており、情報セキュリティ面における緊急時を想定して、あらかじめ情報セキュリティ製品のソフトウェアのソースコードの開示を求めるものである。しかし、ソースコードは企業の重要な知的財産であり、ソースコードが流出すれば開発成果を他社に利用される懸念がある。企業秘密の損失だけでなく、国家機密の漏洩につながる可能性もある。わが国から IC などの電子部品が中国に輸出され、日系メーカーなどが IT 機器に組み立て、EU などに完成品として輸出されるモデルが形成されている。その中で、企業情報の開示と知的財産との関連が見いだせる。

企業情報には、著作物や発明が含まれ、その中には営業秘密が含まれていることが想定

される。ソフトウェアも対象記録に含まれるかについては議論があるが、情報公開に当たってのソフトウェア等の公開は認めうる(注 6)。それを拡張解釈すれば、発明としてのソフトウェアが、法人情報に含まれることもあろう。さらに、ソフトウェアは営業秘密のソースコードを内包する。法人情報にソフトウェアが含まれるのであれば、プログラムの著作物や物の発明としてのソフトウェアの中に営業秘密が含まれることになる(注 7)。営業秘密は、発明がなされた後に、特許出願の請求項に記載されなければ、発明の一部は営業秘密になる。その入れ子の状態の企業情報は、情報公開制度で定義される情報の性質とともに、知的財産権制度で定義される知的財産(知的財産基本法 2 条 1 項)の構造を有している。企業情報の開示は、知る権利と知的財産権との抵触問題になる(注 8)。その課題の解決は、情報の開示と知的財産権の制限との関係の中に見いだされよう。

3. 企業情報の開示と不開示との関係

情報公開法は、行政機関である国等の説明責任(accountability)を果たすために、情報公開を行うものである。情報公開法では、何人も開示請求が可能であり、開示請求があった場合は、原則として開示しなければならないとする。行政機関が保有する行政文書または独立行政法人等が保有する法人文書に含まれる情報の中には、不開示情報が含まれる。その不開示情報とは、個人情報、法人情報、国家安全情報、治安維持情報、審議・検討情報、行政運営情報の6類型になる。この6類型は、非公開性では共通する。

行政機関の長または独立行政法人等は、開示請求に係る行政文書または法人文書に含まれる情報の一部に不開示情報が記録されている場合は、不開示情報が記録されている部分を除いて部分開示される。しかも、不開示情報であっても、公益上特に必要があると認められるときは、その行政文書と法人文書は、公益上の理由によって裁量的に開示されることがある。

行政文書や法人文書に含まれる情報は、開示情報と不開示情報とが単純に二分されるものではなく、条件によって、開示される情報の中に不開示情報が含まれ、逆に不開示情報の中には開示しうる情報を含むことになる。その中で、企業秘密、国家機密情報が情報公開法とは別な法律との関係で情報の開示と不開示の判断がなされることがある。企業情報は、開示情報の中に不開示情報があり、不開示情報の中に部分開示される対象を含んでいる。とくに緊急時において、部分開示された以外の不開示情報は、「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に密接に関連する情報が含まれるならば、情報の開示の公共性の判断の対象となってこよう。

4. 知的財産の財産権と人格権に関する制限

緊急時の企業情報の開示の可否は、情報の開示による公共性とその情報の代替不可能性の判断が求められる。その判断の要件は、企業情報が知的財産の性質を有することから、知的財産の人格権と財産権の制限との関係の中に見いだすことになろう。知的財産権の制

限の内容は、著作権法における権利の制限と特許法における権利の制限では、大きく異なる。したがって、それらの個別な検討をいくら集積しても、知的財産権の制限としてとらえられるものは見いだせない。知的財産権の制限は、それぞれ著作権法は著作権と関連権の制限になり、特許法は特許権の制限になる。前者が人格権と財産権を含むものに対して、後者は財産権を対象とする。企業情報に含まれる知的財産が知的財産法を横断することから、著作権法と特許法における権利の制限を比較対照して、そこに想定できる知的財産権の制限の特性を導出することにする。

4.1 著作権法における権利の制限

わが国の著作権法で保護する権利は、著作者の権利とそれに隣接する権利、すなわち著作隣接権という著作権と関連権になる(著作権法1条)。著作者の権利は、著作者人格権と著作権となる(同法17条)。そして、実演家は、実演家人格権(同法90条の2、90条の3)を著作隣接権とともに保有する。さらに、著作権者である複製権者は出版権を設定できる。ここに、企業情報の開示は、著作権と関連権として、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権、著作隣接権の五つ権利の制約が関わりをもつ。

I. 著作権法における財産権の制限

著作権法の財産権の制限の対象は、著作権、出版権、著作隣接権の制約になる。その制約は、情報の公開による公共性の観点からの財産権の制限の検討になる。

(1) 著作権の制限

著作権の制限は、公表された著作物をある条件のもとに使用できるとするものである。 著作権の制限は、たとえば著作物利用の性質からして著作権が及ぶものとすることが妥当 でないもの、公益上の理由から著作権を制限することが必要と認められるもの、他の権利 との調整のため著作権を制限する必要のあるもの、社会慣行として行われており著作権を 制限しても著作権者の経済的利益を不当に害しないものと認められるものに分類される(注 9)。また、著作権の制限の分類として、1)公共政策上の理由によるもの(表現および批評 の自由、報道の自由など)、2)その他の公共政策上の理由によるもの、3)市場の失敗を理 由とするもの(複写や家庭内録音が主となり、関係する取引の大量的性格に基づくもの) という見方がある(注 10)。

著作権の制限には、時事問題に関する論説の転載等(著作権法 39 条)、政治上の演説等の利用(同法 40 条)、時事の事件の報道のための利用(同法 41 条)、裁判手続等における複製(同法 42 条)という公共政策的な使用がある。また、他法との関係で、行政機関情報公開法等による開示のための利用(同法 42 条の 2)、公文書管理法等による保存等のための利用(同法 42 条の 3)、国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製(同法 42 条の 4)による使用がある。なお、公表された著作物は、二次的著作物の翻訳、翻案

等による利用(同法43条)にも及ぶ。

著作権の制限においては、原則、著作権者等への許諾と著作権料の支払いは不要である。 しかし、著作者への通知(許諾)と著作権者への補償金の支払いを伴うものがある。たと えば私的使用のための複製において、デジタル方式の録音・録画機器等を用いて著作物を 複製する場合は著作権者に対し補償金の支払いが必要である(著作権法 30 条 2 項)。また、 コピープロテクション等技術的保護手段の回避装置などを使って行う複製については、私 的使用の複製でも著作権者の許諾が必要である(注 11)。また、著作権の制限は公表された著 作物の使用の非営利性を原則とするが、その例外がある(同法 33 条の 2 第 2 項、36 条 2 項)。 それら規定は、本稿と直接に関連する規定ではないが、営利を目的として利用する場合、 補償金を著作権者に支払うとするものである。

情報ネットワークとウェブ環境の著作物の使用は、著作物の利用と峻別することが困難になる。著作権の保護と著作権の制限との区分けの基準は、あいまいな状況になっている。 著作権の保護における著作物の利用および著作権の制限における著作物の使用(アクセス)は、表裏の関係にある。公表された著作物としての企業情報の使用者は、電子的な使用に対して一定の著作権者の許諾、通知、補償金が伴うことが要請されよう。

(2) 出版権の制限

著作物の使用は、著作権の制限だけでは不十分である。とくに著作物の出版においては、 出版権の制限が求められる。出版権の制限は、時事問題に関する論説の転載等、政治上の 演説等の利用、時事の事件の報道のための利用から裁判手続等における複製、行政機関情報公開法等による開示のための利用まで、公文書管理法等による保存等のための利用の規定は、出版権の目的となっている著作物の複製について「著作権者」を「出版権者」と読み替えて準用する(著作権法 86 条 1 項)。企業情報の開示と出版権の制限と関わる行政機関情報公開法等による開示のための利用は、著作権法 42 条の 2 が準用されている。出版権の制限は著作権の制限における著作者への通知補償金の支払いの規定を準用していないが、 出版権者への通知の規定がある(同法 33 条の 2 第 2 項)。

(3) 著作隣接権の制限

著作物の使用は、著作物だけでなく、著作物を伝達する行為を保護する著作権法において、著作物を伝達する行為に関する権利の制限が関与する。すなわち、著作権の制限と出版権の制限、さらに著作隣接権の制限が求められる。著作隣接権の制限は、時事の事件の報道のための利用から裁判手続等における複製、行政機関情報公開法等による開示のための利用、公文書管理法等による保存等のための利用、国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製の規定は、著作隣接権の目的となっている実演、レコードまたは有線放送の利用について準用する(著作権法 102 条 1 項)。企業情報の開示と著作隣接権の制限と関わる行政機関情報公開法等による開示のための利用は、著作権法 42 条の 2 が

準用されている。

II. 著作法における人格権の制限

著作権法の人格権の制限は、著作者人格権、実演家人格権の制約になる。その制約は、 情報の代替不可能性の観点からの公表権と氏名表示権および同一性保持権の制限の検討に なる。

(1) 著作者人格権の制限

著作権の制限に関する規定は、著作者人格権との関係に影響を及ぼすものと解釈してはならないとされ、著作権の制限とは別な検討を要する(著作権法 50 条)。著作者人格権は、情報公開法により制限される。

公表権の制限は、著作物でまだ公表されていないもの行政機関(独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人)に提供した場合、著作者は行政機関の長(独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人)が当該著作物を公衆に提供し、または提示することに同意したものとみなすことによる(著作権 18 条 3 項)(注 12)。行政文書と法人文書等の開示義務と公益上の理由による裁量的開示も同様である(同法 18 条 4 項)。行政文書(法人文書)の開示義務は、個人情報であって「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」および「公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」になる(行政機関情報公開法 5 条 1 号口とハ、独立行政法人等情報公開法 5 条 1 号口とハ、独立行政法人等情報公開法 5 条 1 号口とハ、独立行政法人等情報公開法 5 条 1 号口とハ、独立行政法人等情報公開法 5 条 1 号口とハ、それは、情報公開条例においても同様である。公益上の理由による裁量的開示は、公益上特に必要があると認めるときの行政文書と法人文書になる(行政機関情報公開法 7 条、独立行政法人等情報公開法 7 条)。

氏名表示権の制限は、著作物の利用の目的および態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる(著作権法 19 条 3 項)。行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法または情報公開条例の規定により行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関もしくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、または提示する場合において、その著作物について既にその著作者が表示しているところに従って著作者名を表示するときは、氏名表示権は適用されない(同法 19 条 4 項 1 号)。そして、部分開示において、行政機関情報公開法 6 条 2 項の規定または情報公開条例の規定で行政機関情報公開法 6 条 2 項の規定に相当するものにより行政機関の長、独立行政法人等または地方公共団体の機関もしくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、または提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるときも同様に氏名表示権は適用されない(同法 19 条 4 項 1 号)。

ところが、同一性保持権の制限については、著作物の性質ならびにその利用の目的および態様に照らしやむを得ないと認められる改変にとどまる(著作権法 20 条 2 項)。公表権と氏名表示権が情報公開法との関係で制限されるのと異なり、情報公開法との関係で同一性保持権は制限されない。

(2) 実演家人格権の制限

実演家人格権は、氏名表示権および同一性保持権からなる。氏名表示権の制限は、実演 家名の表示は、実演の利用の目的及び態様に照らし実演家がその実演の実演家であること を主張する利益を害するおそれがないと認められるとき又は公正な慣行に反しないと認め られるときは、省略することができる(著作権法90条の2第3項)。氏名表示権の制限は、 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関 の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関もしくは地方独立行政法人が実演を公衆に 提供し、または提示する場合において、当該実演につき既にその実演家が表示していると ころに従って実演家名を表示するときになる(同法 90 条の 2 第 4 項 1 号)。また、部分開 示において、行政機関情報公開法 6 条 2 項の規定、独立行政法人等情報公開法 6 条 2 項の 規定または情報公開条例の規定で行政機関情報公開法 6 条 2 項の規定に相当するものによ り行政機関の長、独立行政法人等または地方公共団体の機関もしくは地方独立行政法人が 実演を公衆に提供し、または提示する場合において、当該実演の実演家名の表示を省略す ることとなるときも、氏名表示権は制限される(同法90条の2第4項2号)。同一性保持 権の制限は、実演の性質ならびにその利用の目的および態様に照らしやむを得ないと認め られる改変または公正な慣行に反しないと認められる改変については、同一性保持権の適 用がないとするものである(同法90条の3)。同一性保持権の制限は、情報公開法との関 係では制限されない。

4. 2 特許法における権利の制限

著作権等の制限と同様に、情報の公開による公共性の観点からの特許権の制限の検討になる。特許権の制限として、特許権の効力が及ばない範囲、1) 特許権の効力は、試験または研究のためにする特許発明の実施、2) 単に日本国内を通過するに過ぎない船舶もしくは航空機またはこれらに使用する機械、器具、装置その他の物、3) 特許出願の時から日本国内にある物などが規定されている (特許法 69 条 2 項 1 号)。特許権の効力が及ばない範囲の観点とは異なるが、方式主義により特許権が発生することによる手当としての特許権の制限は、先使用による通常実施権(特許法 79 条)がある。また、産業の発達に寄与する特許法の法目的に適う特許権の制限として裁定実施権制度があり、不実施の場合の通常実施権の設定の裁定(同法 83 条)、公共の利益のための通常実施権の設定の裁定(同法 93 条)がある。上記の特許権の制限において、特許権の効力が及ばない範囲の 2) は緊急時の特許権の制限といってよい。裁定実施権制度は、本稿が想定する緊急時の特許権の制限とはい

えないが、公共政策的な観点による特許権者の権利行使の制限になる。

特許法は、情報公開法との抵触規定(特許法 186 条 3 項)と個人情報保護法との抵触規定(同法 186 条 4 項)を有する。それは、一般的な行政文書と異なり、産業財産権法独自の完結した体系から、開示および訂正ならびに不服申立ての制度化にあることによる。そして、産業財産権法は、内容の訂正は変更事由が生じた際に申請するという訂正の制度が設けられており、保有個人情報に関する個人情保護法 4 章の適用の必要性が乏しい。また、一般的な行政文書と同様に利用停止を認めることは、産業財産権制度の権利の公証を目的とする趣旨を損なうとの観点から、個人情報保護法の適用除外としている。それらは、特許法の管轄に関する規定であり、著作権法の適用除外とは性質が異なる。

特許法における権利の制限では、著作権法と異なり、人格権の制限が議論されることはない。ただし、発明者または発明者が特許権者であるとき、それらの者は、発明者掲載権が規定されている(注 13)。発明者掲載権は、発明者の人格権になる。著作者の人格権(著作者人格権)とは異なり、氏名表示権と同一性のある発明者掲載権だけで、公表権と同一性保持権が明記されていない。

4.3 知的財産法における権利の制限

著作物と発明が明確に区分けできる限りでは、著作権法の権利の制限と特許法の権利の制限を個別に検討すれば問題は生じないかもしれない。企業情報は、プログラムの著作物がネットワーク型特許として物の発明と同じ性質をもつ。緊急時の企業情報の開示の判断は、著作権法と特許法における人格権と財産権に関連する情報の開示による公共性とその情報の代替不可能性の整合から、著作権法の著作権と関連権の制限と特許法の特許権の制限とを橋架する知的財産法の知的財産権の制限が見いだされなければならない。

著作権法では私的使用の観点が含まれるのに対して、特許法では産業上の実施に関するものであり、私的使用(実施)の観点がない。ここで、情報ネットワークとウェブ環境において、個人の使用(実施)で違いが生じることになる。知的財産権の制限について考えるとき、産業財産権の制限においても著作権の制限と同様の発明等の実施(利用)者の観点からの権利の制限が必要となろう。知的財産権の制限は、私的使用のための複製と実施とを架橋することに求められる。

また、特許権の制限に研究目的の特許発明の実施がある。他方、公共政策的な権利の制限をとる著作権法においても、技術の開発または実用化のための試験の用に供するための利用(著作権法 30 条の 4) および情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用(同法 47 条の 9) は、産業の発達に寄与するための著作権の制限といえる。

そのとき、知的財産権の制限の中で、知的財産権の保護との均衡を図るために、著作権 法における補償金制度は、営利性も加味した産業財産権の制限への適用が想定されてこよ う。知的財産権者の財産権の制限に加えて、人格権の制限については、著作者と発明者と の整合性から、公表権、氏名表示権(発明者掲載権)、同一性保持権の制限が企業情報の開 示と比較考量されることになろう。ソフトウェアは、プログラムの著作物と発明の物として著作権法と特許法で保護される対象となる。公表権については、原則、発明の公開で捨象することができる。そして、発明の同一性保持権は想定されてもよい。ここで、均等論は、発明の同一性保持の基準といえる。そこに、発明の同一性保持権が見いだせよう。そのとき、著作権法において同一性保持が制約される権利ではないように、特許法における発明者の人格権になる発明の同一性保持が制約されない権利として想定される。

5. 結 語

緊急時の企業情報は、公益上の観点に依拠する状況であれば、情報公開法の直接の適用がない場合であっても、開示の対象となってこよう。まして、知的財産権は、原則、公表と公開が保護の前提である。企業情報に著作物、特許発明、ソストウェアが含まれるとき、企業情報の開示という点では矛盾する点がある。しかし、その状態の企業情報が広く知られる状態にあるとは限らない。企業情報の開示は、その情報に代替不可能性が認められるのであれば、緊急時においては、公表の有無を問わず、広義にとらえられなければならないだろう。

企業情報の開示は、情報公開法からいえば、知る権利と知られたくない権利との相反の 関係になる。企業情報に含まれる知的財産の開示に関しては、原則、公表と公開による点 からいえば、知的財産権の制限に関係するものといえる。企業情報に含まれる知的財産が 企業情報の開示に伴って関係する知的財産権の制限は、上で見た財産権と人格権のそれぞ れの検討によりなされることになる。なお、公表または公開された企業情報であって別な 方法で知りうるものであったとしても、緊急性の観点から企業が自ら開示することに支障 はないはずである。

ところで、知的財産の中には、公表または公開をしなくとも不正競争防止法で保護される企業秘密(営業秘密)がある。この点については、ソフトウェアのソースコードの開示のような問題があり、さらに企業秘密が国家機密情報の場合は、その情報の開示は別な判断が必要になる。ただし、その情報が公益上の観点に関連する場合、責任の所在が明確にされたうえでの判断でなければならない。企業秘密の開示が公益上の観点に資するとして開示した者は、営業秘密の公表に対する責任は問われることはない。逆に、企業秘密が国家機密情報等の判断から開示されなかったときは公益上の観点に資する情報の開示を認めなかった責任者は、その責任は当然に問われることになろう。

企業情報の開示か不開示かは、通常時の時系列的な判断とは異なり、緊急時は同時的な 判断に合理性があろう。不開示情報の法人情報で明記される「人の生命、健康、生活また は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、企業情報の開 示の判断の最終的な基準になる。人の生命、健康、生活または財産の保護は、公にするこ とが必要であると認められる情報の開示の公益上の観点になる。その公益性は、知的財産 権の財産権の制限においては、同様な観点となる。他方、知的財産権の人格権の制限にお いては、その吟味が必要である。知的財産の公表と氏名表示は、情報公開法等の抵触により、公表権と氏名表示権は制限される。ところが、同一性の保持では、著作権法の同一性保持権の制約が規定されているが、情報公開法等の抵触により、現状において制限されることはない。その関係は、特許法に想定される発明者の人格権にも類推適用できる。企業情報の開示は、著作権者や特許権者ではなく、著作者と発明者が実質的に関与しうる。したがって、緊急時の企業情報の開示と知的財産権の制限との整合性は、代替不可な「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」および補償金と同一性の保持が同時に保証される中で、企業情報の開示の判断は担保されることになろう。なお、今後の課題として、企業秘密は、国家機密情報を含むことがあり、特定秘密保護法との関係からの検討が必要になる。

(脚注)

- (注1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下、「行政機関情報公開法」と略称する。)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下、「独立行政法人等情報公開法」と略称する。)。
- (注2) 個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」と略称する.)の民間部門、 国に関する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下、「行政機関個人情報保 護法」と略称する.)、実質的に政府の一部をなす法人としての独立行政法人等の保有する 個人情報の保護に関する法律(以下、「独立行政法人個人情報保護法」と略称する。)。
- (注3) 独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)2条1項に規定する独立行政法人および別表第1に掲げる組織をいう。その組織には、株式会社、国立大学法人、大学共同大学共同利用機関法人、そして放送大学学園等が含まれる。
- (注4) 児玉晴男「包括的なユビキタスネット法制における開示/非開示情報の構造とその権利の性質」、情報通信学会誌、Vol.28、No.3 (2010年) 1~12 頁。
- (注5) 情報セキュリティ製品の強制認証制度

http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwxx/ggxx/162051.shtml (2014/1/31 アクセス)

- (注6) 宇賀克也『情報公開の理論と実務』(有斐閣、2005年) 107~108頁。
- (注7) 見玉晴男「ソフトウェアのソースコードの開示に関する課題」知識財産研究 Vol.4、No.4 (韓国知識財産研究院、2009 年) 124~143 頁。
- (注8) 児玉晴男「知的財産権と知る権利との抵触に関する問題」、パテント、Vol.66、No.6、(2013年) 72~78頁。
- (注9) 金井重彦・小倉秀夫『著作権法コンメンタール〈上巻〉1 条~74 条』(東京布井出版、2000年) 366 頁。
- (注10) Thomas Dreier (山本隆司訳)「講演録 著作権制度の将来像—デジタル;環境下での権利の制限—」(ALAI 日本支部、2003 年) 5~6 頁、27 頁。

- (注11) 技術的保護手段におけるコピーコントロールとアクセスコントロールの区分けは、技術的に必要な区別というより、制度的な関係から必要となるものである。それは、わが国の著作権法で保護される技術的保護手段が、コピーコントロールを対象にしており、アクセスコントロールには及ばないことに連動する。ただし、不正競争防止法では、アクセスコントロールも差止請求と損害賠償請求の対象になっている。
- (注12) 当該著作物に係る歴史公文書等が行政機関の長から公文書管理法 8 条 1 項の規定により国立公文書館等に移管された場合にあっては、「公文書等の管理に関する法律」(公文書管理法) 16 条 1 項の規定により国立公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、または提示することを含む。
- (注13) 特許出願にあたって、発明者の氏名が掲載される(特許法 36 条 1 項 2 号)。また、特 許権の設定の登録、すなわち権利が発生したとき、特許公報に、発明者の氏名が掲載され る(同法 66 条 3 項 3 号)。